

企画提案型競争入札試行要領

令和 5年 2月 16日制定

(趣旨)

第1 長野県林業公社（以下「公社」という。）団地の森林資源が活用期を迎えることから、事業体が、団地ごとの周辺森林を含め計画的に森林施業を実施し、森林作業道の開設による低コスト化及び搬出間伐による木材供給を推進するとともに安定的な雇用の実現を図るため、当該入札制度を実施するものとする。なお、当該入札制度の課題等を把握するため、当面は当該制度を試行するものとする。

(目的)

第2 この要領は、長野県林業公社造林事業実施要綱第2条の規定に基づき公社の実施する事業のうちの受注希望型競争入札により実施する事業のうち、第1の趣旨に沿って実施する企画提案型搬出間伐等促進事業を企画提案型競争入札により請負契約を締結して行う場合の細則を定めるものとする。

(対象事業)

第3 この要領において対象とする事業は、公社の森林経営計画に基づき、理事長が別に定めるものとする。

(企画提案書の募集)

第4 理事長は、企画提案書を募集するときは、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 公社ホームページへの掲載
- (2) 公社本社又は該当する事務所、支所での閲覧

2 理事長は、次に掲げる事項を公告により明らかにするものとする。

- (1) 募集する事業名及び事業概要に関する事項
- (2) 応募に必要な資格等に関する事項
- (3) 提案書等の提出書類及び提出期限に関する事項
- (4) 質問の受付及び回答に関する事項
- (5) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

(応募に必要な資格要件)

第5 応募に必要な資格要件は、募集公告日から提案書等提出期限までの間において、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2)長野県の森林整備業務入札参加資格審査事務処理要領(平成13年3月30日付け12林政第457号)第5の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3)長野県の森林整備業務入札参加資格を有する者のうち、国、地方公共団体又は公社の素材生産に関する事業のいずれかの契約実績を有する者であること。
- (4)その他理事長が定める要件を満たしている者であること。

(契約候補者の選定方法)

- 第7 提案された提案書等について「長野県林業公社企画提案型搬出間伐等促進事業企画提案書評価審査要領」(以下「評価審査要領」という。)に基づき評価を行い、事業の目的に合致し、かつ、最も評価の高い提案書を提出した1者を選定して、契約候補者とする。
- 2 評価審査要領に基づく評価審査会の選考をもって、「長野県林業公社造林事業請負人等選定委員会要領」に基づく委員会での審議が行われたものとみなす。

(随意契約)

- 第8 第7で選定された者との契約は、随意契約とする。

(契約結果の公表)

- 第9 理事長は、本方式適用事業の契約状況を、契約日の翌日(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除く。)までに、公社ホームページに掲載するとともに閲覧に供することにより、公表するものとする。
- 2 前項の公表までの間は、契約候補者の選定結果等契約の経緯の問い合わせには一切応じないものとする。

(林産物の調査等)

- 第10 本方式適用事業の林産物の調査は、原則として提案者が行うものとする。
- 2 本方式適用事業の林産物の売払いは、随意契約により売払うものとし、社営林林産物売買契約書(様式第1号)をもって契約するものとする。
- 3 この要領に定めのない売払いに関する事項については、理事長が別に定めるものを除き、「長野県林業公社社営林林産物調査処分要領」の規定を準用するものとする。

(その他)

- 第11 この要領に定めのない事項については、理事長が別に定めるものを除き、「長野県林業公社造林事業請負実施要領」の規定を準用するものとする。

社営林林産物売買契約書

年 月 日

売渡人 住所
氏名買受人 住所
氏名

売渡人（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、おのおの対等の立場における合意に基づいて、次の条項及び令和 年 月 日付で締結した令和 年度公社造林事業請負契約書等の現場説明書等により林産物売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(売買物件)

第1条 売買物件は次の各号のとおりとする。ただし、第2号の売買物件の判定については、甲の定めるところによるものとする。

(1) 物件所在地

団地 郡・市 町・村 大字 字 番地

(2) 売買物件

区分	伐採種	樹種	素材材積 (m^3)	規格	割合 (%)	単価 (円/ m^3)	備考
当初 変更	間伐 (搬出)			A材			
				B材			
				C材			
				D材			

(注) 複数の樹種等を買払う場合は、行を適宜加除すること。

割合は、樹種ごとに合計で100%にすること。

単価は、素材材積に割合と単価を乗じた額の総額が第3条の売買代金となるようにすること。

(売買箇所)

第2条 売買箇所は現地とする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円（うち消費税 円）とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定に基づき、売買代金に110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、金 円とし、その納入は免除する。ただし、乙がこの契約を履行しなかったときは、この契約保証金に相当する額を違約金として甲に納入しなければならない。

(代金の納入)

第5条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により通知記載の日までに甲に納入するものとする。

2 甲は、乙が前項の期日までに代金の納入をしなかったときは、遅延日数につき年 パーセントの割合で遅滞金を徴収することができるものとする。

(契約の変更)

第6条 令和 年 月 日付で締結した令和 年度公社造林事業請負契約の履行に伴い第1条の素材材積が変更になった場合は、第1条の割合及び単価に応じ第3条の売買代金を変更するものとする。

(契約外の事項)

第7条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。